第4章 生活環境(騒音、振動、悪臭)

第1節 概況

騒音、振動、悪臭は各種公害の中でも日常生活に関係が深いうえ、その発生源が多種多様で苦情の件数も多いことから、その解決に当たっては地域の実情をより的確に把握している市町村の役割が大きいと考えられます。

このため、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び県民の生活環境等の保全に関する条例

(以下本章において「生活環境保全条例」という。) に基づいた規制、指導は市町村長が行い、 県は町村の規制地域の指定、規制基準の設定及 び市町村に対する必要な協力・支援を行っています。なお、市においては、それぞれの市長が 騒音、振動、悪臭に係る各法に基づく規制地域 の指定及び規制基準の設定を行っています。

第2節 騒音・振動

1 環境の状況【大気環境課】

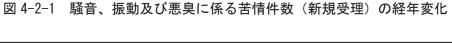
(1) 騒音

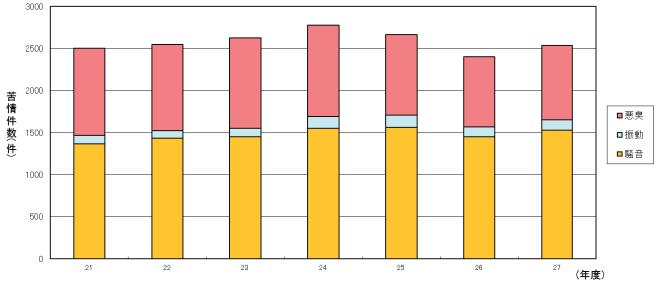
騒音の苦情件数の推移をみると、昭和 56 年度をピークに緩やかな減少傾向を示していましたが、平成 11 年度を境に増加傾向に転じました。近年は横ばい傾向にあります(図 4-2-1)。

発生源別では、工事・建設作業からの騒音苦

情が最も多く、次いで産業用機械作動となって います(図 4-2-2)。

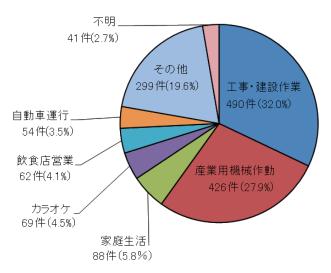
また、近年は、工場などから発生する低周波音(およそ 100 ヘルツ以下の低い周波数の音波)による騒音、振動に関する苦情が発生しています。





(資料)環境部・公害等調整委員会調べ

図 4-2-2 騒音に係る発生源別苦情件数 平成27年度苦情件数 1.529件



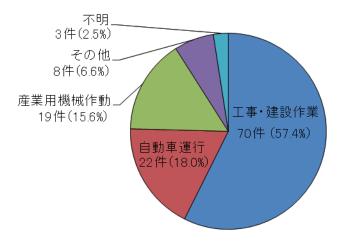
(資料)環境部・公害等調整委員会調べ

(2)振動

振動の苦情件数は昭和60年頃までは300件程度でしたが、近年は100件から150件程度で推移しています(図4-2-1)。

発生源別では、工事・建設作業からの振動苦情が最も多く、次いで自動車運行となっており、この2つの発生源で苦情全体の約75%を占めています(図4-2-3)。

図 4-2-3 振動に係る発生源別苦情件数 平成27年度苦情件数 122件



(資料)環境部・公害等調整委員会調べ

2 県の施策

(1)規制の概要【大気環境課、環境政策課】

県は、工場・事業場の操業に起因する騒音・振動及び建設作業に伴う騒音・振動を規制するため、**騒音規制法**及び**振動規制法**に基づき町村の規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています(平成28年4月1日現在12町1村を指定(図4-2-4))。

また、生活環境保全条例に基づき、法律で規制されていない深夜営業騒音の規制、音響機器の使用制限等を行うとともに、規制対象の施設や建設作業の範囲を拡大しているほか、三河山間部についても規制地域とし、生活環境の保全に努めています。

このほか、近年騒音・振動の苦情発生源となる施設が多種多様化し、特に比較的小規模な施設を原因とする苦情が多発していることから、生活環境保全条例に基づき、小規模の圧縮機等を規制対象施設に加えています。更に、飲食店営業を行わないカラオケボックスからの騒音問題が顕在化したため、深夜営業騒音の規制対象としてカラオケボックス営業を追加しています。

なお、騒音規制法、振動規制法及び生活環境 保全条例に基づく施設や建設作業についての届 出受理や立入指導等は市町村の事務とされてい ます。このため、県は、市町村職員を対象に騒 音・振動防止業務研修を行うなど技術的支援を 行っています。

このほか、中小事業者等が進める騒音・振動 対策を、公害対策の融資制度や利子補給制度に より、支援しています。

T de it 瀬戸市 尾張旭市 豊根村 長久手市 豊田市 設楽町 東栄町 新城市 岡崎市 何久比町)言 半田市 豊川市 豊橋市 指定市町村(平成28年4月1日現在) (注1) 工業専用地域及び都市計画区域以外の 地域は、法に基づく規制地域から除かれる。 田原市 (注2) 条例では、県内全域が規制対象地域にな っている。

図 4-2-4 騒音規制法・振動規制法による騒音・振動規制地域

(資料)環境部作成

(2) 近隣騒音防止のための施策【大気環境課】

深夜営業を行うスナックなどの飲食店からの 営業騒音やガソリンスタンド等の店舗からの拡 声機騒音については**生活環境保全条例**で規制し ており、その指導等は市町村が行っています。 県は、**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律施行条例**を所管する警察とも連携を 図り、市町村に対する技術的支援や啓発を行っ ています。

なお、家庭から発生するピアノ、クーラー等の生活騒音については法令による規制になじみにくい面があるため、啓発リーフレットなどにより騒音防止に関する意識向上の啓発を実施しています。

(3)届出状況【大気環境課】

平成27年度末において、**騒音規制法**及び**振動** 規制法に基づく特定工場等の数は、騒音に関するものが19,633工場、振動に関するものが15,436工場でした。また、これらの法律に基づ

く平成 27 年度中の特定建設作業の届出状況は、 騒音に関するものが 22,133 件、振動に関するも のが 11,411 件でした。

また、平成 27 年度末において、**生活環境保全 条例**に基づく騒音・振動発生施設を設置している工場等の数は、騒音に関するものが 17,176 工場、振動に関するものが 19,414 工場であり、 平成 27 年度中の条例に基づく特定建設作業の 届出状況は、騒音に関するものが 74,017 件、振動に関するものが 2,256 件でした。

(4) 行政指導等状況【大気環境課】

規制対象地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音又は振動が、規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認める場合には、市町村長は当該工場に対して改善勧告、更には改善命令ができることとされています。平成27年度は、**騒音規制法**及び生活環境保全条例に基づく改善勧告及び改善命令はありませんでした。



騒音測定

【用語】

特定工場等:金属加工機械、空気圧縮機等の著

しい騒音又は振動を発生する特定

の施設を設置する工場又は事業場

特定建設作業:建設工事として行われる作業の

うち、杭打ち機、削岩機を使用する

など著しい騒音・振動を発生する特

定の作業

第3節 悪臭

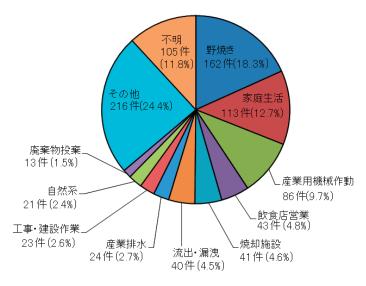
1 環境の状況【大気環境課】

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与えることにより生活環境を損ない心理的・生理的被害をもたらすものとして、騒音・振動とともに毎年多くの苦情を発生させています。

苦情件数の推移をみると、昭和50年代以降緩やかな減少傾向を示していましたが、平成8年度を境に増加傾向に転じ、近年同レベルで推移しています(図4-2-1)。

発生源別では野焼きの苦情が最も多くなっています。また、家庭生活、産業用機械作動、飲食店営業、焼却施設、流出・漏洩、産業排水など発生源が多種多様となっています(図 4-3-1)。

図 4-3-1 悪臭に係る発生源別苦情件数 平成27年度苦情件数 887件



(資料)環境部・公害等調整委員会調べ

2 県の施策【大気環境課、環境政策課】

県は、悪臭防止法に基づき町村の規制地域の 指定及び規制基準の設定を行っています。悪臭 の規制は、すべての工場・事業場を対象として おり、従来、特定の悪臭物質を対象とした物質 濃度規制として行ってきました。しかし、近年、 複合臭や未規制の物質などが原因の悪臭苦情が 増加しており、物質濃度規制では対応が難しい 事例が生じてきています。

このため、県は、平成18年4月28日、悪臭防止法による悪臭の排出規制として、物質濃度規制の他に臭気指数規制を導入しその規制基準を設定しました(平成18年10月1日施行)。平成28年4月1日現在、県内4市1町で物質濃度規制が、県内35市13町2村で臭気指数規制が行われています(図4-3-2)。

悪臭防止法では、工場・事業場への立入検査などの指導等は市町村の事務とされ、規制地域内の工場・事業場から排出される悪臭原因物質が規制基準に適合せずその不快な臭いにより住民の生活環境が損なわれていると認める場合には改善勧告や改善命令ができることとなっています。

また、生活環境保全条例では、工場・事業場に対して悪臭物質の排出の防止義務を定めるとともに、悪臭関係 15 業種を指定し、これらの工場・事業場には施設の構造、作業の方法等につ

いて毎年度届出することを義務づけています。

このほか、県は、中小事業者等が進める悪臭 対策を、公害対策の融資制度や利子補給制度に より支援しています。 また、市町村の悪臭防止行政の円滑な推進を 図るため、市町村職員を対象に悪臭測定など業 務研修を行っています。

工曲市 犬山市 大口町 小牧市 岩倉市 北名古屋市 無山町 *** 瀬戸市 稲沢市 尾張旭市 あま市 豊根村 伊温電 長久手市 名古屋市 豊田市 日進市 設楽町 東郷町 東栄町 みよし市 東海市〈大府市〉 细文化 刈谷市 新城市 岡崎市 安城市 可久田町 為浜市) 半田市 お 指定市町村(平成28年4月1日現在) 李田町 豊川市 蒲郡市 7.西尾市ぐ 臭気指数規制を行っている市町村 (35市13町2村) 豊橋市 物質濃度規制を行っている市町 南知多町 (4市1町) (資料) 環境部作成 田原市

図 4-3-2 悪臭防止法による悪臭規制地域

【用語】

物質濃度規制:アンモニア等22種類の悪臭物質の濃度により行う規制。

臭気指数規制:においのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数から算定した「臭気指数」により行う規制。物質濃度規制で対象となっていない悪臭物質や複合臭にも対応できるという特徴がある。